



美濃加茂市議会
第1回定例会追加議案

平成31年3月11日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第31号	和解について	1

議第31号

和解について

土地明渡等請求調停事件について、次のとおり調停により和解をしたいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月11日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

1 事件番号

平成28年（ユ）第4号 土地明渡等請求調停事件

2 当事者

申立人

相手方

相手方

岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市 代表者 美濃加茂市長 伊藤 誠 一

3 和解の内容

- 1 申立人，相手方（以下「相手方」という。）及び相手方美濃加茂市は，岐阜地方法務局平成27年第27号筆界特定の結果を争わない。
- 2 申立人は，本調停成立後速やかに，別紙物件目録記載1の土地のうち，別紙図面の点BP5，点BP3，点BP4，点BP5の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分（以下「本件土地1」という。），及び，同図面の点BP5，点BP4，点BP3，点K1，点BP6，点Y3，点BP5を順次結ぶ直線で囲まれた部分（以下「本件土地2」という。）をそれぞれ分筆する。
- 3 申立人は，前項の分筆登記後速やかに，本件土地1につき，相手方に

- 対し、昭和59年3月2日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする。
- 4 申立人は、相手方 に対し、本件土地2を、代金20万円にて売り渡し、相手方 はこれを買受ける。
 - 5 申立人及び相手方 は、本調停成立後速やかに、本件土地2につき、前項の売買のために必要となる農地法第5条の所有権移転許可又は事業計画の変更承認の申請手続を協力して行う。
 - 6 相手方 は、申立人に対し、本件土地2につき、第4項の売買代金20万円を、農地法第5条の所有権移転許可又は事業計画の変更承認のあった日から1か月以内に、〇〇銀行〇〇支店の〇〇名義の普通預金口座(口座番号〇〇)に振り込んで支払う。なお、振込手数料は相手方 の負担とする。
 - 7 申立人は、相手方 に対し、本件土地2につき、前項の売買代金支払日における売買を原因とする所有権移転登記手続をする。
 - 8 第2項による各分筆登記手続費用、第5項による農地法5条の所有権移転許可又は事業計画の変更承認の申請手続費用、並びに第3項及び前項による各所有権移転登記手続費用は、いずれも相手方 の負担とする。
 - 9 相手方 は、相手方美濃加茂市に対して、別紙図面の点K1、点BP3、点BP5を順次結ぶ直線の北側水路部分(以下「本件水路部分」という。)の用途廃止及び払い下げ、並びに本件水路部分と本件土地2の付け替えを申請するものとし、申立人はこれに協力する。
 - 10 相手方美濃加茂市は、前項の手続によって付け替えられた後の本件水路部分が申立人及び相手方 が通行することについて異議を述べない。
 - 11 相手方 は、申立人に対し、別紙物件目録記載2の土地のうち、別紙図面の点Y3、点BP6、点MH4、点Y4、点Y3を順次結ぶ直線で囲まれた部分及び同土地と北側に接する水路との境界から南に73センチメートル幅の範囲内を申立人が通行することについて異議を述べない。
 - 12 申立人は、相手方 に対し、別紙物件目録記載3及び同記載4の各土地(ただし、南北の幅が73センチメートルに満たない部分については、同部分の南側に接する他の申立人所有地の部分を含む。)のうち、北側に接する水路との境界からいずれも南に73センチメートル幅の範囲内を相手方 が通行することについて異議を述べない。
 - 13 申立人と相手方 は、前2項に定める相互の通行承認について、今後、事情の変更等により不都合が生じた場合には、互いに誠意をもって協議することを約束する。
 - 14 申立人は、相手方 及び相手方美濃加茂市に対するその余の請求を放棄する。
 - 15 申立人、相手方 及び相手方美濃加茂市は、申立人、相手方 及び相手方美濃加茂市3者それぞれの間には、本件に関し、本調停条項に定めるも

ののほかに何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

16 調停費用は各自の負担とする。

別 紙
物 件 目 録

- 1 所 在 美濃加茂市
地 番
地 目 田
地 積 1 8 8 平方メートル

- 2 所 在 美濃加茂市
地 番
地 目 田
地 積 2 4 1 平方メートル

- 3 所 在 美濃加茂市
地 番
地 目 宅地
地 積 0 . 1 2 平方メートル

- 4 所 在 美濃加茂市
地 番
地 目 宅地
地 積 1 8 . 1 4 平方メートル

以 上

案内図

参考図

